

「千葉市個人情報保護条例及び千葉市個人情報保護条例施行規則の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	修正
1	<p>信条（信仰を含む。狭義説）とは世界観、人生観など個人の人格形成の核心をなすものと解され、一方、内心（思想及び良心を含む。広義説）とは、世界観、人生観などに限らず、是非分別の判断など内心一般をなすものと解されている。</p> <p>したがって、信条の概念のなかに信仰が含まれ、そして、内心の概念のなかに思想及び良心が含まれているところから、重複した概念の規定は不要とし、第2条第4号中、「思想及び信仰」を削り、「内心」に改めることを提案する。</p>	<p>本条例改正は、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえたものであり、現時点においては、法と同様に要配慮個人情報を規定しつつ、市が独自に規定すべきものについては、今後の社会情勢を踏まえながら検討していく考えです。</p> <p>したがって、原案どおりとします。</p>	—
2	<p>行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえるのであれば、定義の順番として、現行の条例第2条第2号の個人識別符号の次に「要配慮個人情報」に係る定義を置き、そして、現行条例第2条第5号の個人情報ファイルの次に「本人」に係る定義を置くことを提案する。</p>	<p>行政機関個人情報保護法では、「個人情報ファイル」の次に「本人」に係る定義を置いており、それ以降は本市では規定していない「非識別加工情報」に関する定義を置いています。</p> <p>よって、行政機関個人情報保護法との整合性の観点から、「本人」の定義は条例第2条各号の最後に規定することとします。</p>	○
3	<p>市民に対しての情報タイムラグを解消するため、条例第10条第2項中、「提供した時は、その旨を審議会に報告しなければならない。」の規定について、「提供したときは、」の次に「速やかに、」という用語を置き、そして、第10条第4項中、「オンライン結合を開始した時は、その旨を審議会に報告しなければならない。」の規定について、「開始した時は、」の次に「速やかに、」という用語を置くことで、市民の知る権利を保障しなければならない。</p> <p>なお、「すみやかに」という用語の期間については、昭和37年12月10日付大阪高等裁判所第四刑事部の銃砲刀剣類等所持取締法違反被告事件の主文によると、「七ヶ月」と示されている。</p>	<p>改正後条例案第10条第2項及び第4項と同様に審議会への報告を規定している条例第7条第4項では、「収集した時は、<u>遅滞なく</u>、その旨を審議会に報告しなければならない。」としていることから、この規定に合わせ、改正後条例案第10条第2項中、「提供したときは、」及同条第4項中、「開始した時は、」の次に「遅滞なく」と規定するよう修正します。</p>	○
4	<p>情報社会においては、行政情報の公開の流れが一方にあり、個人情報の保護といった保護規範が他方をなしていると思う。</p> <p>この二つの規範が一对をなしている、行政情報における、一つの仮説を作っていると考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を参考に改正を進めてまいります。</p>	—